

日本の石炭産業の中心地 三池（前編）

三池エリアの構成資産は①三池炭鉱・三池港と、②三角西港に分類され、熊本県と福岡県の両県にまたがって存在しています。今月は、①三池炭鉱・三池港についてご紹介します。

三池での石炭発見の歴史は古く、1469年、地元の農夫が山中で燃える石を見つけたという記録が残っています。

1873年、官営化された三池炭鉱は、



万田坑第二堅坑施設

三池炭鉱の主要坑と三池港（福岡県大牟田市）を結ぶ専用鉄道は、今もその路床を見るができます。三池港は大型船で石炭を搬出するための港として、1908年に三井の團琢磨によって建設さ

てつざえもん塗り絵展示

1月にはあゆみ保育園の年長さんが塗ってくれた作品を反射炉受付所で展示しています。1月31日（金）まで



第21回『明治日本の産業革命遺産』エリア7 三池（前編）

西洋の技術を導入し近代化を進めまし



ハチドリに似た三池港

れ、今もなお現役で稼働しています。上空から見た際の、ハミングバード（ハチドリ）に似た

優美な姿が特徴的です。

三池炭鉱・三池港は、坑口・鉄道・港湾の諸施設が繋がった線状に展開して産業景観を形成しています。ぜひ一度足を運んで、日本の石炭産業の中心地として明治日本の近代化を牽引した往時の雰囲気を感じてください。

文化財通信 その103 伊豆の国市の古墳

今から約1300年

前の古墳時代は、時代名称が表わすところ、日本各地で地域のリーダーを埋葬するための大きな墓Ⅱ古墳が造られました。市内にも多くの古墳が存在します。今回は、その中でも代表的なものについてご紹介します。



多田大塚古墳群出土遺物

うち4号墳の木棺内には、鏡、短甲（よろい）、馬具、鉄鏃（鉄の矢じり）が副葬品として納められています。鏡は直径17cm、中国製に似せて日本で作られたもので、表面には中国の神話に基づいた神獣や文様を施しています。短甲は、前胴高さ38cm、後胴高さ46cmで、鉄板を重ねて



平石古墳群 4号墳石室外観

は、円筒埴輪、人物埴輪が出土しています。多田大塚古墳群の年代は5世紀～6世紀代と考えられます。守木の平石古墳群は、標高30～60mの丘陵斜面を中心に、7基の円墳が営まれています。このうち4号墳は直径14m、高さ3mで南に開口する石室（横穴式石室）を持つ

で、鉄板を重ねて鉄で留める形式です。6号墳内からは、大きな権力を持った地域のリーダーの墓として、眺望がよい場所を選定して造られたのでしょうか。多田大塚古墳群で出土した遺物は、葦山郷土史料館で常設展示されています。

安全・安心は家庭から

交通安全標語コンクール優秀作品

夜の道 事故から守る 反射材
細川悠史（葦山小）
あぶないよ 信号無視と 飛び出しは
相川理一（大仁小）
そんな急いでどこへ行く 青でも危険
横断歩道 細野勝星（長岡南小）



壊れたカーブミラーに気付いたときはご連絡を。

市内には、市民の皆さんの要望により設置したカーブミラーがたくさんあります。壊れたカーブミラーに気付いたときは、市役所地域づくり推進課までご連絡ください。



割られたカーブミラー

振り込め詐欺に注意！

パート2

まず疑い！すぐ確認！
すぐ相談！☎大仁警察署
☎ 0558-76-0110



すぐに示談金を振り込んで……

振り込め詐欺は手口によって

4つに分類されます。（※①と②は先月号で紹介）

③架空請求詐欺

架空の事実を口実にメールや文書などを送付して、口座に現金を振り込ませ現金をだまし取る手口【キーワード】はつきりしない請求は無視してまず相談！！

④還付金等詐欺

税務署や市役所などを装い、税金の還付等に必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により現金をだまし取る手口【キーワード】「お金を返すからATMへ行け」は詐欺の疑いあり！！

「未成年者のオンラインゲーム！」

あなたも狙われるカモ！悪質商法にご用心⑥7



© Shigeki Yamada

場合によっては取り返しのつかないことにも……

近年、未成年者が自ら所持するスマートフォンにゲームアプリをダウンロードし、無断で親のクレジットカードを利用してゲーム内通貨などを購入したという事案が増加しています。

このようなトラブルが発生する要因としては、①アプリのダウンロード自体は無料でも、有料でレア（希少な）アイテムを取得したほうが有利にゲームを進められる仕組みが少なくないこと、②レアアイテムの取得は抽選・くじ引

きなど射幸心をあおる仕組みが少なくないこと、③インターネット上のクレジットカード決済はカード情報のみで可能な場合があることなどが考えられます。

未成年者の利用であれば、未成年者取り消しによってゲーム内通貨などの購入契約を取り消すことが可能です。しかし近年は、アプリ提供事業者も未成年者の高額利用を予防するための措置を取っている場合も多く、仮に未成年者が成人であると偽って購入した場合、未成年者取り消しが認められないこともあり

ます（民法21条）。便利なスマートフォンですが、未成年者に所持させる場合はこのようなトラブルがあることも十分留意してください。

（文と絵）
司法書士 山田茂樹